

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を促進するために、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組みるとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. グリーン化の取組

全圃場にて有機JAS認証を取得し、化学的な資材の使用を低減化、ひいては農・業機械の使用頻度の低減による生産工程等の脱・低炭素化を進めまします。また生産環境にの少いな環境保全型農業であることか今後ともグリーン化の取組みを継続していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価 格 決 定 方 法

対と事る議転れ、場指当付
 引く請け協ならた目に交
 取な下おに切げまっを約・
 。少、に分適掲。あ嫁契示
 んとに者十のにすが転め明
 せ者も業、費」ま騰額含る
 ま業と事う務針し高全をよ
 い事と請よ労指定のの定に
 行請う下る「る決ト分決等
 を下行、な、すでス加の面
 請、をみと際関上コ増価書
 要は議含能のにた一ト対の
 減て協を可そ涉っギス引件
 低っの益が。交とルコ取条
 価た上利善す格にネな、約
 原当以な改ま価切エ切お契
 なに回正のしの適や適な、す
 理定1適件定めを費、。はま
 合決にの条決た動料はすてい
 不の年者働での行材にまっ行
 価も業労し嫁た原合したを

② 形負る
 手の下で担よ知
 ③ げひ保ハま
 ④ 事短時負等ま

手のす
 。者と
 す業内
 ま事以
 い請日
 払下60
 支をを
 で等ト
 金料イ
 現引サ
 り割払
 件限、支
 条なは、
 払能にた。
 支可合ます
 のは場、ま
 ど金うずめ
 代払せ努財
 請支とう的
 支とう的
 知「らな持
 ③ げひ保ハ
 ④ 事短時負
 等ま

掲書密ウめ
 に約秘ノ求
 」契なたは
 ン「的しど
 イ、務用な
 ラや片利渡
 ド」、を譲
 イ方い場償
 ギえ行立無
 る考をのの
 すな引上権
 関的取引産
 ウに本て取
 ハに本て取
 ウ引基え、
 取「ま結知
 産る踏締や
 財いの示
 的て」約開
 知れ形契の
 「らな持ウ
 げひ保ハま
 ③ げひ保ハ
 ④ 事短時負

請い害な時し
 下な災的開慮
 、わ。方再配
 う伴ん一業に
 よをせ上事等
 る担ま引、続
 き負い取た継
 せでト行にま
 寄応スを者、係
 わ対コ更業に
 しにな変事う引
 う革正様請よ取
 伴改適仕下いり
 に方、な、な限
 等きて急はける
 革働しやて付き
 改も対注いしで
 方先に発お押、
 取業納等担にす
 事短時負等ま

令和6年5月12日
 代表・村田均
 役職・氏名

じき
 企業名
 (代表権を有する者)
 (備考)

・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。